

若年者の消費者教育に関するワーキング・チーム  
取りまとめ(案)

平成 29 年 月

若年者の消費者教育に関するワーキング・チーム

## 目次

1. はじめに.....	2
2. 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育教材に求められるもの.....	2
3. 活用される教材であるために.....	3
4. おわりに.....	5

## 1. はじめに

当ワーキング・チーム（以下、「WT」という。）は、成年年齢引下げに向けた環境整備において求められる若年者への消費者教育の充実について検討するために設けられたものである。具体的には、最低限理解すべき契約に関する基本的な考え方や契約に伴う権利と責任についての自覚を高めるための教材等の検討、若年者向けの教材等の作成、教材等の活用方法の検討を行うこととした。

学校における消費者教育の推進は、「消費者教育の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）の施行後進んでいるところであるが、学校間で差があり、また、消費者行政と学校教育現場との連携に関しても地域によって一様ではない状況である。

このようななか、平成 27 年 6 月、公職選挙法（昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号）の改正により、選挙年齢が 18 歳に引き下げられ、同附則にある選挙年齢とともに民法の成年年齢引下げに関する議論が活発化している。

そのため、成年年齢引下げの動きを踏まえ、若年者向けの消費者教育の教材を作成することとし、平成 27 年 12 月から平成 29 年 3 月までの 4 回の会合及び委託した事業者による教材作成会議等による検討、推進会議での意見を受け、平成 29 年 3 月に生徒用教材及び教師用解説書の作成を終えた。

以下は、WT における検討内容の概要である。

## 2. 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育教材に求められるもの

成年年齢が 18 歳に引き下げられた場合、新たに成人となる 18～19 歳について消費者被害の増加が危惧されており、その対策の一つとして消費者教育が期待されている。そのため、18 歳で成年になると日常の消費生活がどのように変わるのか（未成年から成年になることにより契約に責任を持つことになる）を明示することが必要である。なお、消費者教育が扱う分野は広いが、本教材では成年年齢の引下げの動きを踏まえ、基本的な契約に関する学習を中心に、支払い方法、金銭管理、生活設計等と関連した金融に関する学習、また、製品安全に関する学習を盛り込むという方向で検討を進めることとした。

一方、消費者教育推進法の理念を踏まえれば、本教材には消費生活に関する知識を習得し、これを適切な行動に結びつける実践的な能力を育むことを通して、

主体的に消費者市民社会に参画するような消費者を育成することが求められている。限られたページ数の中でどのように消費者市民社会について記述をするかについて検討することに多くの時間を要した。

最初の見開きページにおいて導入のクイズを記載した教材案に対し、推進会議では、初めに消費者市民社会についてしっかりと書き込むべきという意見があった。しかし、消費者市民社会を誰にでも分かりやすい説明として消費者庁が示したものはなく、消費者教育推進法からの引用となる。分かりやすい説明をするためには改めて議論が必要であることから、本教材では、「一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会、『消費者市民社会』を実現してくために、あなたにできることは？」という問い掛けを記載することとした。また、消費者基本法による消費者の権利についても記載した。具体的な場面から契約を理解させ、適切な判断ができるようになることを目標とし、これに関連させて消費者の権利を守る、責任を果たすということの理解を導くことを目指した。

また、最終ページにおいて、「あなたの行動が社会を変える！」とし、消費生活センターや事業者（お客様相談室）に相談することは、より良い社会に変えることにつながることを示した。

### 3. 活用される教材であるために

#### (1) 自習用と授業用

教材の活用方法と体裁は、密接に関係している。

当初の事務局案は、第1回 WT から半年足らずの後の公職選挙法改正後の選挙のタイミングに配布することを前提に、自習用を想定した。自習用であれば、まず高校生が手にとって読もうとする気持ちにならなければならない、分量の少ないものが適当である。また、見開き1枚ものにする、図を盛り込む等の見せ方の工夫も必要である。

しかし、自習用にすると必ずしも学習する機会が確保されないことが懸念されたことから、すべての高校生に活用されるように授業で使用する教材とし、自習用でも使うことができるものとした。また、教師が指導する際に参考になる教師用解説書も用意することとした。

## (2) 学習の対象者

高校3年生になり直ぐに18歳になる高校生もいることから、その前に消費者教育をする必要がある。高校2年生の方が高校1年生よりも消費生活に関する経験が豊かになり教材の内容を理解しやすいという面があるが、消費生活を扱う「家庭基礎」は高校1年生で履修することが多いため、その機会を利用することにより、教材の効果的な活用が期待される。このため、主たる学習の対象者を高校1年生とした。

## (3) 分かりやすい教材

高校生に本教材への関心をもってもらうには、ページ数、文字数を少なめにした見やすいものとし、イラスト等を効果的に使うことが望ましい。情報を盛り込み過ぎると、結果的に「勉強してみよう」という気持ちにならない可能性がある。

一方、高校生は読む気にさえなれば、文字が小さくともあまり問題はないと思われるため、ポイントになるところの文字は大きくし解説部分の文字は小さくするなどメリハリのある紙面構成や、惹き付けるキャッチコピーを使う等の視覚的な工夫も必要である。

また、消費者教育に携わる者には良く知られた用語であっても日常的に使われない用語については、噛み砕いて誰にでも分かりやすい言葉を使って説明することも重要である。

## (4) 教材に盛り込む具体的な事例

教材の内容を若年者に分かりやすく伝えるためには、具体的に身近な事例を挙げて説明することが効果的である。しかし、多数の事例を掲載すれば大部なものとなり、教材を手にとってもらうことができなくなる。また、若年者に関心が強いと思われるインターネット関連の事例は変化が早いことから、教材の更新を考慮した取り扱いが必要である。

さらに、いわゆる悪質商法の事例は、家庭科の教科書や消費生活センターの啓発チラシ等にも掲載されていることから、本教材では事例の掲載数を絞り込むこととした。

若者は高校卒業後、消費生活においても様々な体験をしていく。自立していく過程で、生活を少し見通して考えるように促すことも必要である。10代後半では就職、進学を機に一人暮らしを始める若年者も多い。そのためライフステージ

と関連した時間軸に消費生活の場面をイラストで示すような構成にすると、教師が生活設計等の学習の場面でも活用できると考えた。

さらに、消費生活で疑問に感じたり、困ったりした際に消費生活センターに相談できることを知らない高校生も多いと思われることから、「気軽に相談をしてください、秘密は厳守します」といった案内も必要であるとの意見も出された。

#### (5) 知識の習得に終わらないための学習

授業で使用する場合であっても、自習用であっても、自分の問題として捉えるためには、書き込んだり、思考を促したりする「ワーク」が有用である。教材に書き込み欄を掲載する方法、あるいは課題を投げかけるような問い掛けを記載したり、別紙としてワークシートを用意したりする方法が良い。読むだけのものは、さっと読んで終わってしまう可能性がある。

#### (6) 学校現場の声を反映した教材

活用できる教材にするためには、実際に高等学校で教材を使い、教師及び生徒の意見を参考にすることが重要である。そこで本教材試作版を使った研究授業を、作成途中において、2つの高等学校で実施した。参加した教師や関係者から意見を収集するとともに、教師が実施した生徒の授業後アンケートも参考にした。

学習指導要領と本教材との関連性が分かると活用しやすい、授業での活用方法が具体的に示されていると良い、インターネットからの情報収集方法が分かると統計データ等資料作りに活かせる、といった意見があり、教師用解説書に記載した。

### 4. おわりに

今後本教材は、徳島県を実証フィールドとする「新未来創造プロジェクト」において、徳島県内の高等学校を中心に本教材を活用した授業を行い、教材の使いやすさや有効性を検証するとともにモデル授業例を収集し、それを踏まえ、効果的な全国への展開を検討していく予定である。

本教材では成年年齢引下げの動きを踏まえ契約分野を中心に取上げたが、多岐にわたる消費者教育の他の分野との関連性をどのように扱うか、特に、消費者市民社会という新しい概念をどのように分かりやすく盛り込むかについては更に議論を深めていく必要がある。

結果的に教師用解説書には内容が過度に詰め込まれてしまったが、高等学校においては多様な授業展開が考えられ、教師にも様々なニーズがあると思われることから、補足的な説明資料やコンパクト版の資料作成等も視野に入れ、使いやすいものへ改良していく必要がある。その際には、指導者の狙いや時間等に応じてカスタマイズできるものとしていくことも検討していくべきである。また、教科、授業形態に応じたモデル的指導案を収集し、全国に紹介することで、本教材の普及と消費者教育の充実が図られることが期待される。

なお、若年者向け教材については、小学生版、中学生版等の作成の必要性や、さらに本教材のワークシートをタブレット端末で利用する等インターネットと連動した活用を要望する声もあり、今後の検討課題である。

## 参考

### 【研究授業への参加】

本教材の作成は受託事業として実施し、受託業者による本生徒用教材試作版を使った研究授業を以下のとおり実施した。ワーキング・チーム委員等が参観しまた、授業終了後に、授業を行った教師及び参観者と研究協議を行った。

#### ①茨城県立神栖高等学校

- ・開催日時：平成 29 年 1 月 26 日（木）14：30～15：20
- ・教科：家庭科（家庭基礎）
- ・協力者：神栖市消費生活センター職員とのティーム・ティーチング
- ・参加者：若年者の消費者教育に関するWT（曾我部委員、富岡委員）  
消費者教育推進会議（西村会長、大竹会長代理）  
若年者向け消費者教育教材作成会議（関谷委員、洞澤委員）  
受託業者  
消費者庁

#### ②愛知県立津島東高等学校

- ・開催日時：平成 29 年 2 月 10 日（金）14：20～15：10
- ・教科：公民科（政治・経済）
- ・参加者：若年者の消費者教育に関するWT（東委員、富岡委員）  
消費者教育推進会議（西村会長）  
若年者向け消費者教育教材作成会議（関谷委員）  
受託業者  
消費者庁



消費者教育推進会議 若年者の消費者教育に関するWT

委員名簿

委員

- ◎ 東 珠 実 相山女学園大学現代マネジメント学部教授  
曾 我 部 多 美 東村山市立回田小学校校長  
富 岡 秀 夫 公益財団法人消費者教育支援センター専務理事

オブザーバー

- 市 毛 祐 子 文部科学省 教科調査官（家庭科）  
樋 口 雅 夫 文部科学省 教科調査官（公民科）

（オブザーバーは平成28年5月20日第二回会合より参加）

◎ は W T 長  
平成27年12月7日現在

## 若年者の消費者教育に関するWTの開催状況

第一回（平成 27 年 12 月 7 日）	・若者向けワークブックについて
第二回（平成 28 年 5 月 20 日）	・若年向け教材の作成・活用について
第三回（平成 28 年 12 月 5 日）	・若年者向け教材作成の進捗状況
第四回（平成 29 年 3 月 17 日）	・若年者向け消費者教育教材（生徒用教材と教師用解説書）の進捗